

令和 6 年特別区人事委員会勧告等概要

1 勧告年月日 令和 6 年 1 0 月 9 日（水）

2 勧告概要

公 民 較 差		1 1 , 0 2 9 円（2 . 8 9 %）
平 均 給 与		3 8 2 , 1 6 3 円
平 均 年 齢		3 8 . 8 歳
改定内容	給料表	初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
	期末・勤勉手当	年間の支給月数を0.2月引上げ(現行4.65月⇒4.85月) 期末手当及び勤勉手当に均等に配分
	扶養手当	配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ
	実施時期	・給料表：令和6年4月1日（遡及して実施） ・特別給：改正条例の公布の日から実施 ・扶養手当：令和7年4月1日（3年間で段階的に実施）
給与制度の 検証・検討	人事・給与制度	①将来を見据えた人材確保・育成策の検討 ②専門人材の活用 ③人事評価制度の適切な運用 ④管理職を担う者の人材育成
	勤務環境	①職員のやりがいや意欲を高める環境づくり （勤務環境の制度・整備、仕事と生活の両立支援等） ②魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり （長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等）

(注) 1 平均給与及び平均年齢は、令和 6 年 4 月 1 日現在の数値

 2 平均給与には、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等を含む。

 3 制度改正に伴う差額支給者（最高号給の金額を超えた差額支給）を、公民比較から除外。